

福井県中学校長会内規

第1条 本内規は、福井県中学校長会規約に基づいて定める。

第2条 本内規は、会員相互の互助及び渉外関係等の連携を密にすることを目的とする。

第3条 本内規は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の慶弔に関すること

(1) 会員死亡の場合には、香料30,000円と生花等1基を贈り代表者が通夜・会葬する。

(2) 会員の父母（実父母・同居の義父母）および配偶者死亡の場合、香料10,000円と生花等1基を贈り、代表者が通夜・会葬する。

(3) 会員が退職した場合には、記念品を贈る。

2. 見舞いに関すること

会員が病気又は事故で、入院又は自宅療養1ヶ月以上にわたるときは、見舞金として10,000円を贈る。

3. 災害に関すること

火災・風水害・地震等の災害に際しては、企画委員会で協議し、結果を学校運営研究会（理事会）に報告する。

4. 会員以外に関すること

会員以外の慶弔については、企画委員会において検討し、結果を学校運営研究会（理事会）に報告する。

第4条 その他必要事項は、企画委員会で検討し、結果を学校運営研究会（理事会）に報告する。

第5条 経費は、本会の会費・特別会費によって賄う。

第6条 本規約は、学校運営研究会（理事会）において変更することができる。

付 則

1. 本内規に関する事態発生の場合には、速やかに各郡市代表より事務局に連絡すること。

2. 弔慰又は見舞いを受けた場合は、返しは一切しない。

3. 本内規は、平成14年4月1日より適用する。